

江刺カルチャパーク多目的広場

都市公園の名称	有料公園施設の種別及び名称	使用区分		基本使用料
江刺カルチャパーク	多目的広場	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	280円
			その他の催しに使用する場合	560円
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	560円
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合

1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 基本使用料は、1面当たり1時間までごとの額とし、貸切使用の場合に限る。この場合において、使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。

3 照明設備を使用する場合は、30分までごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を付加使用料として徴収する。この場合において、使用時間に30分未満の端数が生じた場合は、30分とする。

(1) 4灯使用の場合 1,650円

(2) 2灯使用の場合 820円

4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合を除く。

5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

6 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。